

北海道科学大学工学部・保健医療学部・未来デザイン学部履修規程

(規程の制定及び運用)

第1条 この規程は学則第21条の規定により、これを定める。

第2条 この規程の運用目的は、効果的履修の方法について規定したものであり、学則に規定あるものは、すべてその条項を優先する。

第3条 履修について、学則及び本規程に特に定められていない事項については、すべて教授会において審議し、学長が決定する。

(コース制)

第4条 学科によっては、教授会の承認を得て、体系的履修コースを設けることができる。なお、コース申請・発表及びコースの必修科目の扱い等については、別に定める。

(授業科目及び履修方法)

第5条 授業科目（以下「科目」という。）は必修科目と選択科目に分ける。学生は、必修科目については、全科目を履修し、試験を受け単位を修得しなければならない。選択科目については、該当学年次において、所定の科目数及び単位数以上を選択履修し、試験を受け単位を修得しなければならない。

2 学科によっては、科目を履修するうえでの条件が設定されることがある。

第6条 学生は、開設科目の該当学年次において、所定の手続により、指定された期日までに履修登録をしなければならない。

2 いったん登録した後、学年の途中からこれを変更することは認めない。

3 登録以外の科目を履修又は受験することは認めない。

4 各学年次学期において、22単位を上限として履修登録をすることができる。ただし、学科が独自に上限単位数を定める場合がある。

5 前項の規定にかかわらず、第17条で定めるGPA-Tが3.50以上の者については、所定の手続により、指定された期日までに願出することで、前項に定める上限単位数を2単位まで超えて履修登録をすることができる。

第7条 他学部あるいは他学科配当科目の履修を希望する者は、所定の手続により、指定された期日までに履修登録をし、許可を得なければならない。なお、履修することができる科目は、自学科配当科目と内容が著しく重複しない専門教育科目に限るものとし、通算して10単位までとする。ただし、保健医療学部の開講科目の履修については、専門基礎教育科目に限ることとし、薬学部の開講科目については履修できないものとする。

2 別に定める転学部・転学科規程に基づき、転学部等の意思表示を行った者に限り、前項の通算単位数を超えて履修することができるものとする。

- 3 学則第18条に基づき他の大学又は短期大学において授業科目の履修を希望する者は、指定された期日までに所定の手続きをし、許可を得なければならない。なお、対象学年は2年次以上とし、履修することができる科目は、受け入れ先大学の指定する科目で、本学が開設する授業科目と同一の名称又は内容が著しく重複しない科目に限るものとし、前項により修得した単位と合わせ、通算して10単位までとする。ただし、履修希望科目の配当年次が当該学生の在籍年次を超える場合は、履修を認めない。
- 4 第1項及び第3項により履修し修得した単位は、進級・卒業要件単位数に算入する。ただし、修得した単位は選択科目として扱うものとする。また、第2項に該当する者が転学部等を行わなかった場合は、進級・卒業要件単位数に算入できる単位数は通算して10単位までとする。

第8条 本学学則第11条別表の教育課程表に定める「日本語」及び「日本事情」の科目は、外国人留学生を対象とした基本教育科目とする。

- 2 前項の科目を履修し修得した単位は、進級・卒業要件単位数に算入する。
- 3 外国人留学生は、基本教育科目のうち留学生の母国語となる科目については、履修できないものとする。なお、当該科目が必修科目である場合は単位を認定して授与するものとする。

第9条 本学学則第11条別表の教育課程表に定める「特別科目」として開設された科目を履修し修得した単位は、進級・卒業要件単位数に算入することができる。

- 2 前項の進級・卒業要件単位として認める単位数は、第7条の履修により修得した単位と合わせて10単位を超えないものとする。

第10条 科目不合格等で、下級学年次配当科目の単位修得を必要とする場合は、所定の手続きにより、指定された期日までに履修登録をしなければならない。

- 2 再履修は、自学科配当科目の履修を原則とするが、時間割上他の履修科目と重複する場合には、基本教育科目及び工学基礎教育科目に限り同じ開設期の同一名称の科目であれば、他学部あるいは他学科の授業科目を受講することができる。なお、同一名称の科目であっても、内容が異なる場合はこの限りでない。

第11条 学生は、履修登録をした科目にはすべて出席するように努めなければならない。欠席の多い者には単位が授与されない場合がある。

- 2 学生は、授業を欠席した場合は所定の届出用紙（証明書のあるものは添付する。）に関係教員の承認印を得て、欠席した日から1週間以内に科目担当教員へ届出なければならない。
- 3 遅刻、早退は必ず科目担当教員へ、口頭もしくは書面で届出るものとする。
- 4 次の各号に該当する事由により授業を欠席し所定の手続きを経て許可された場合は特別欠席となり、当該授業は出席として取り扱う。更に、欠席した授業について代替の授業を実施することがある。

（1）忌引のための欠席

- 一 親等の親族又は姻族は死亡した日から7日
- 二 親等の親族又は姻族は死亡した日から5日
- 三 親等の親族又は姻族は葬儀の日を含め2日

- (2) 教育実習のための欠席
- (3) その他、教授会で認めた事由

5 学校保健安全法施行規則第19条の規定により出席停止の措置を受けた期間に係る授業については、時期を指定して代替の授業を実施する。

(試験)

第12条 試験の種類は、次の各号とする。

- (1) 定期試験とは各科目終講後に行う試験をいう。
 - (2) 中間試験、臨時試験とは各科目の開講期間中に、科目担当教員が必要に応じて行う試験をいう。
 - (3) 追試験とは定期試験を欠席した者に対し行う試験をいう。
 - (4) 再試験とは、定期試験又は追試験終了時の成績評価を受けて、科目担当者の判断で再度行う試験をいう。
- 2 第1項各号に定める試験は、第1項第2号の臨時試験及び第4号に定める試験を除きあらかじめ日を定めて行う。
- 3 第1項各号に定める試験は、別に定める試験施行細則に従って受験しなければならない。

第13条 試験に際し、不正行為があった場合は、当該科目を失格とする。

2 前項の不正行為者に対する処分は、学則第64条を適用する。

第14条 客観的かつ正当な、やむを得ない事情のため定期試験を欠席したときは、定めた期日までに追試験を請願することができる。

- 2 請願があったときは、審査のうえ、許可・不許可を通知する。
- 3 許可された者については、科目担当教員が日を定めて試験を実施する。

(成績判定及び単位授与)

第15条 成績及び単位は、その科目が終了したとき、次の各号が満たされた場合に限り、科目担当教員が判定し授与する。

- (1) 定期試験及びその他に実施された試験を受験していること。
- (2) 講義、演習科目においては、開講授業数の3分の2以上の出席があること。実験、実習、実技及び製図科目においては、開講授業数のすべてに出席であることとするが、担当教員の指示による代替手段により欠席時の学修内容が十分に修得されたと認められる時はこの限りでない。なお、学科会議において、科目ごとに特段の出席要件を設けることについては、これを認める。
- (3) 授業計画書（シラバス）に記載された条件が完全に満たされていること。
- (4) 当該科目の試験において不正行為がないこと。
- (5) 授業料が納付されていること。

第16条 科目の達成度評価は、点数に応じて次の区分、表記により評定し単位を授与する。

得点	GP表記	GP	成績区分	合否
90 ~ 100	S	4	秀	合格
80 ~ 89	A	3	優	
70 ~ 79	B	2	良	
60 ~ 69	C	1	可	不合格
0 ~ 59	D	0	(不可)	

2 失格の場合は、Xとする。

(GPAの算出)

第17条 成績評価指数の算出は以下のとおりとする。

1 種類

- (1) 当該セメスタでの学修結果に対するGPA-S (=GPA for Semester)
- (2) 当該セメスタまでの学修結果に対するGPA-T (=GPA for Terms)

2 算出式

GPA算出対象科目は履修登録した科目である。ただし、教職科目及び単位認定された科目は除く。

科目の(単位数×GP)の総和

$$\text{GPA} = \frac{\text{科目の(単位数} \times \text{GP)の総和}}{\text{履修登録し、評価を受けた科目の総単位数}}$$

(GPAによる指導)

第18条 GPAによる指導、注意警告、退学勧告を以下のとおり行う。

- (1) GPA-Sが1.00未満の者は、クラス担任により学生本人に対して次セメスタ履修登録までに指導を行い、PF個別面談などの機会を捉え修学状況を確認する。
- (2) 2セメスタ連続してGPA-Sが1.00未満の者は、学業成績を保護者に郵送する際に注意書(学科長名)を同封する。クラス担任により学生本人及び保護者に対して次セメスタ履修登録までに注意喚起、指導を行い、PF個別面談、父母懇談会などの機会を捉え注意を喚起し、修学状況を確認する。
- (3) 3セメスタ連続してGPA-Sが1.00未満の者は、学業成績を保護者に郵送する際に警告書(学科長名)を同封する。クラス担任により学生本人及び保護者に対して次セメスタ履修登録までに警告、指導を行い、PF個別面談、父母懇談会などの機会を捉え注意を喚起し、修学状況を確認する。
- (4) 4セメスタ連続してGPA-Sが1.00未満の者は、退学勧告を行う。

(進級基準)

第19条 修得した単位数が次の基準を満たした者は、進級することができる。

学部	学科	年次	進級基準単位数		進級付帯条件
			総単位数	必修単位数	
工学部	機械工学科	1年	20		
		2年	56		
		3年	90		

第2編大学 4-01 工学部・保健医療学部・未来デザイン学部履修規程

工学部	情報工学科	1年	20		
		2年	56		
		3年	90		
	電気電子工学科	1年	24		
		2年	56		
		3年	96		
	建築学科	1年	20		
		2年	56		専門基盤教育科目24単位以上修得済み
		3年	90		
都市環境学科	1年	20			
	2年	56			
	3年	90			
保健医療学部	看護学科	1年	32		必修科目のうち不合格が2科目以内
		2年	71		基礎看護学実習Ⅱの単位を修得済み 必修科目のうち不合格が2科目以内
		3年	97		3年次までの看護学各領域の実習全 てのうち不合格が1科目以内
	理学療法学科	1年	30		
		2年	61		
		3年	98		
	義肢装具学科	1年	30		
		2年	70		
		3年	100		
	臨床工学科	1年	35	25	
		2年	72	48	
		3年	104	51	3年次までに開講されている実験・ 実習の必修科目の全単位修得
診療放射線学科	1年	32	28		
	2年	69	61		
	3年	100	92	臨床実習Ⅰの単位を修得済み	
未来デザイン 学部	メディアデザイン 学科	1年	22		
		2年	56		
		3年	90		
	人間社会学科	1年	22		
		2年	56		
		3年	90		

- 2 進級の判定は後期末の適切な時期の教授会にて行う。なお、休学中の者も判定対象に含めるものとする。
- 3 第1項の基準を満たすことのできない者は、原級留年とする。

(卒業研究)

- 第20条** 4年次に進級した者は、所定の期日までにいずれかの専攻分野を選定し、卒業研究（機械工学科・情報工学科・電気電子工学科・都市環境学科・看護学科・理学療法学科・義肢装具学科・臨床工学科・診療放射線学科・メディアデザイン学科・人間社会学科は卒業論文、建築学科は卒業論文又は卒業設計）について、当該学科が定める方式により届出なければならない。
- 2 大学の都合により、届出専攻分野を変更させることがある。
 - 3 いったん決定した卒業研究の専攻分野については、テーマの変更は認めるが、専攻分野の変更は認めない。

第2編大学 4-01 工学部・保健医療学部・未来デザイン学部履修規程

第21条 卒業研究は、指導教員の指導のもとに1年以上研究に従事することを要する。

第22条 卒業研究の成果は、結論を出し、論文にまとめ所定の期日までに当該学科へ提出しなければならない。期日を過ぎて提出したものについては、原則としてこれを受理しない。

第23条 提出された卒業研究の審査は各学科で行う。なお、必要と認めたときは当該学科に属さない審査員を加えることができる。

(卒業基準)

第24条 卒業のために必要とする修得単位数は、次の付帯条件を含め124単位以上とし、必修科目は全て修得するものとする。

学部	学科	付帯条件			
		基本教育科目	工学基礎教育科目	専門基礎教育科目	専門教育科目
工学部	機械工学科	26単位以上 (人間の理解Ⅰ～Ⅳ及び社会の理解Ⅰ～Ⅳから6単位を含む選択8単位以上)			
	情報工学科				
	電気電子工学科				
	建築学科			専門教育科目から90単位以上	
	都市環境学科		工学基礎教育科目及び専門教育科目から98単位以上 (選択27単位以上含む)		
保健医療学部	看護学科	23単位以上 (人間の理解Ⅰ～Ⅳ及び社会の理解Ⅰ～Ⅳから6単位を含む選択8単位以上)			78単位以上(看護の統合と実践から選択1単位以上を含む)
	理学療法学科	23単位以上 (人間の理解Ⅰ～Ⅳ及び社会の理解Ⅰ～Ⅳから6単位を含む選択8単位以上。ただし、そのうち社会の理解Ⅰ～Ⅳから2単位以上を含む)		専門基礎教育科目及び専門教育科目の選択科目から2単位以上	
	義肢装具学科	23単位以上 (人間の理解Ⅰ～Ⅳ及び社会の理解Ⅰ～Ⅳから6単位を含む選択8単位以上)		専門基礎教育科目及び専門教育科目の選択科目から4単位以上	
	臨床工学科	23単位以上 (人間の理解Ⅰ～Ⅳ及び社会の理解Ⅰ～Ⅳから6単位を含む選択8単位以上)			
	診療放射線学科	23単位以上 (人間の理解Ⅰ～Ⅳ及び社会の理解Ⅰ～Ⅳから6単位を含む選択8単位以上)		専門基礎教育科目の選択科目から2単位以上	
未来デザイン学部	メディアデザイン学科	26単位以上 (人間の理解Ⅰ～Ⅳ及び社会の理解Ⅰ～Ⅳから6単位を含む選択8単位以上)			
	人間社会学科	26単位以上 (人間の理解Ⅰ～Ⅳ及び社会の理解Ⅰ～Ⅳから6単位を含む選択8単位以上)			

※指定された選択必修科目は修得するものとする。

- 2 卒業の判定は各学期末の適切な時期の教授会にて行う。
- 3 4年次修了時において第1項の基準を満たすことのできない者は、卒業延期とする。

(規程の改廃)

第25条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、昭和42年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和47年4月1日から施行する。なお、第17条の改正は、昭和47年度以降の入学生に適用する。
- 1 この規程の改正は、昭和48年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和50年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和53年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和54年4月1日から施行する。なお、第17条、第22条の改正は、昭和54年度以降の入学生に適用する。
- 1 この規程の改正は、昭和55年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和56年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和58年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和61年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和62年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和63年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成元年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成2年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成3年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条から第10条まで、第14条、第19条及び第24条の規定は、次の場合を除き平成8年度以前の入学生については、なお従前の例による。
 - (1) 平成9年度において、休学及び原級留年により第1学年次に在学する平成8年度以前の入学生
 - (2) 平成10年度において、休学及び原級留年により第1・第2学年次に在学する平成8年度以前の入学生
 - (3) 平成11年度以降において、休学及び原級留年により第1・第2・第3学年次に在学する平成8年度以前の入学生
- 1 この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条、第14条、第19条、第20条及び第25条の規定は、平成12年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学生につ

いては、なお従前の例による。

- 1 この規程の改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項、第7条第1項、第9条第1項・第3項、第11条第2項、第17条、第18条、第19条第1項、第20条第1項、第25条第1項は平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。また、第6条第4項は、平成18年度以前の入学生については、なお、従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第19条第1項機械システム工学科及び建築学科、第25条第1項の建築学科は、平成23年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項、第9条第1項・第3項、第11条第2項、第17条、第18条、第19条、第20条第1項、第24条第2項及び第25条第1項は、平成25年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第25条第1項は、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。ただし、改正前の条項による第2条第2項(削除)、第6条第4項、第8条(削除)、第17条(改正後の第16条)、第19条、第25条(改正後の第24条)は、平成29年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、2019年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。ただし、第6条第5項、第19条第1項及び第24条第1項は、2019年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、2022年4月1日から施行する。ただし、第19条第1項及び第24条第1項は、2021年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、2023年4月1日から施行する。ただし、第19条第1項は、2022年度以前の入学生については、なお従前の例による。